

第2章 対象事業の目的および内容

2.1 対象事業の目的

現在、彦根愛知犬上広域行政組合（以下「本組合」という。）を構成する彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町（以下「1市4町」という。）の圏域内における可燃ごみ処理施設は、彦根市清掃センター（昭和52年稼働）と、彦根市以外の4町が利用するリバースセンター（平成9年稼働）の2施設があるが、いずれも経年使用による施設の老朽化が進んでいることから、新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題となっている。

また、近年ごみ処理行政においては、経済面、効率面での最適化を実現する方策として、広域的なごみ処理体制の構築が重要とされている。

そこで、本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」（平成11年3月）を契機に、広域でのごみ処理を目指し、新たなごみ処理施設の整備を行うこととした。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理する施設の設置の事業

（滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）別表第6号に掲げる事業）

2.2.2 対象事業の規模

（1）条例対象事業の規模

条例対象事業の規模（処理能力）は以下に示すとおりである。

- ・焼却施設：139t/日（69.5t/日×2炉、24時間稼働）

（2）関連施設の規模

関連施設の規模（処理能力）は以下に示すとおりである。

- ・リサイクル施設：31t/日

2.2.3 対象事業実施区域の位置および面積

対象事業実施区域の位置および面積は、表2.2-1に示すとおりである。

対象事業実施区域は、「2.2.2 対象事業の規模」に示した焼却施設およびリサイクル施設等の整備に加え、工事中に一時的に設置する工事用仮設道路等の範囲を含む区域であり、面積は約6.3haを予定している。

なお、工事中に一時的に設置する工事用仮設道路等の範囲は、焼却施設およびリサイクル施設等の供用開始前に現状復旧を行う計画である。対象事業実施区域のうち、現状復旧を行う工事用仮設道路等の範囲を除く、焼却施設およびリサイクル施設等の整備を行う区域（以下、「ごみ処理施設整備区域」という。）は、約5.2haを予定している。

表 2.2-1 対象事業実施区域の位置および面積

| 項目 | 内容 |
|-------------|--------------------------------|
| 対象事業実施区域の位置 | 彦根市清崎町地先（西清崎）（図2.2-1～図2.2-3参照） |
| 対象事業実施区域の面積 | 約6.3ha（うち、ごみ処理施設整備区域 約5.2ha） |





図 2.2-1 対象事業実施区域位置図（広域図）



図 2.2-2 対象事業実施区域位置図（拡大図）



凡例

-  対象事業実施区域
-  ごみ処理施設整備区域

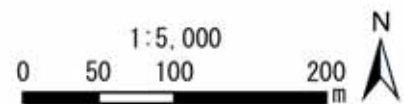


図 2.2-3 対象事業実施区域位置図（拡大図：航空写真）

2.2.4 対象事業実施区域（施設位置）の検討経緯

本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（平成 11 年 3 月）」を契機に、広域でのごみ処理を目指し、検討を行ってきた。

その中で、平成 20 年度には「湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、建設候補地を選定したが、地盤の問題により断念することとなった。また、平成 24 年度には各市町からの推薦により再び建設候補地を選定したが、地元住民との折り合いがつかず、こちらも結果的に断念することとなった。

このことを受け、本組合ではこれまでの選定手法を見直し、より多くの住民にご理解、ご協力を得られるよう、公募方式により建設候補地を選定することを決定し、また行政主導ではなく独立した第三者機関として、平成 26 年 12 月、「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会」を発足した。

選定委員会では、約 2 年 3 か月間、延べ 15 回にわたり慎重な議論・検討を行っていただき、平成 29 年 2 月、応募のあった 5 地域について評価、順位付けを行った報告書を提出いただいた。そして、その報告書を基に、本組合管理者会において議論・検討を行い、平成 29 年 6 月、愛荘町竹原区を建設候補地として選定した。

しかしその後、平成 31 年 2 月の組合議会定例会において、「建設候補地の白紙撤回を求める決議」が可決され、「応募 5 地区から再検討する」ことを提案いただいた。これを受け、平成 31 年 4 月 4 日に組合として建設候補地を愛荘町竹原区 1 か所に決定したことについて白紙撤回し、平成 31 年 4 月 20 日に改めて応募 5 地区に対する合同説明会を開催したところ、4 つの応募地（彦根市原町、彦根市西清崎町、彦根市下西川町、愛荘町竹原区）から再選定への参加意向が示され、これら全てを建設候補地と決定した。

その後、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施した。これらの結果と、平成 29 年 2 月時点の候補地選定報告書（表 2.2-2(1)～(2)参照）を総合的に評価し、令和元年 9 月 19 日の管理者会において彦根市清崎町地先（西清崎）を最終候補地として選定、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年 10 月 21 日の組合議会臨時会において承認された。

表 2.2-2(1) 候補地選定報告書における評価指標（一次審査）

| 評価項目 | 評価指標 |
|--------|---------------------------------------|
| 法規定の有無 | 国定公園（自然公園法）の指定の有無 |
| | 県立自然公園（自然公園法）の指定の有無 |
| | 保安林（森林法）の指定の有無 |
| | 史跡・名勝・天然記念物（文化財保護法）の指定の有無 |
| | 鳥獣保護区のうち特別保護地区（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律）の指定の有無 |
| | 保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）の指定の有無 |

表 2.2-2(2) 候補地選定報告書における評価指標（二次審査：環境への配慮の視点）

| 評価項目 | 評価指標 |
|----------------|---|
| 農業振興地域の指定状況 | 農用地区域に指定されていない方を優先する。 |
| 都市計画区域の指定状況 | 住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域や市街化調整区域等を優先する。 |
| 道路混雑度 | 原則、施設整備による交通量の増加後の混雑度が低い方を優先するが、立地条件上の課題の内容を踏まえ、総合的に判断する。 |
| 地域性緑地等の指定状況 | 緑地環境保全地域、風致地区、緑地保全地区に指定されていない方を優先する。 |
| 重要な動植物等の生息状況 | 重要な動植物等の生息域（鳥獣保護区、希少動植物の保護区等）がない方を優先する。 |
| 指定文化財、埋蔵文化財の有無 | 文化財関係法等の指定がない方を優先する。 |

注) 二次審査の評価の視点（安全・安心の確保の視点、環境への配慮の視点、計画的な財政運営の視点、合意形成）のうち、環境への配慮の視点に関する評価項目及び評価指標を抜粋したものである。

2.2.5 対象事業の概要

(1) 施設整備の理念・基本方針

本組合が新ごみ処理施設の整備を行ううえで定めた理念および基本方針は以下に示すとおりである。

【理念1】ごみの安全・安心・安定的な処理が確保できる施設

新施設は、本組合1市4町から搬入されるごみ処理を担う施設であり、組合圏域から排出されるごみを処理するための基幹的な施設となる。よって施設の不具合等によりごみ処理に支障が生じれば、組合圏域における生活環境および公衆衛生に重大な影響を及ぼす。

以上を踏まえ、新施設では施設でのトラブルをできるだけ少なくし、ごみを滞ることなく安定して処理できる施設とする。

<基本方針>

- ごみ量・質による変動にも対応でき、長期間にわたり安定した稼働を持続的に行うことができるよう安定性を備えた技術を導入する。
- 事故が発生しないよう万全の対策を講じるとともに、施設の運転員が安心して快適で安全に働ける施設とする。
- 地域にとっても施設の運転員にとっても、十分な安全を確保するため、安全性や危機管理について万全の配慮を行う。
- 施設の建設および運転にあたっては、1市4町の住民の安心を確保するため、情報公開を積極的に行う。

【理念2】環境への負荷の少ない施設

新施設の稼働にあたっては周辺環境への影響を最小限に抑えるよう配慮する必要がある。近年の環境負荷の低減施策においては、法規制の強化と施設を構成する機器・環境保全技術の発展により、排ガス、排水、悪臭、騒音、振動等による影響を小さく抑えることができ、法規制以上の水準を達成することは十分可能である。

以上を踏まえ、新施設ではダイオキシン類や、水銀をはじめとする有害物質や騒音・振動等の環境負荷を低減することが可能な施設とし、周辺環境との調和にも配慮するものとする。

<基本方針>

- 公害防止対策に万全を期し、周辺環境への負荷の少ない施設とする。
- 焼却施設では処理工程から発生する排ガス中の有害物質をできるだけ少なくし、リサイクル施設を含めて、周辺地域への騒音、振動、悪臭などの問題を生じさせない施設とする。
- 周辺環境との調和を図り、建物のデザインや色彩は、景観に十分配慮したものとする。

【理念3】資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設

近年、限りある資源を有効に利用し続けることが特に重要視され、その役割を担う施設のひとつとしてごみ処理施設が評価されている。さらに、省エネルギーや高効率発電等、地球温暖化防止に貢献する技術の開発も進んできており、そのような技術を採用することにより

ごみ処理施設の資源循環・エネルギー回収に資する役割は更に大きくなるものと考えられる。また、住民一人ひとりが、ごみに対する意識を高め、ごみを減らす工夫を心がけ、もの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐために、環境啓発施設としてのごみ処理施設が担う役割も大きくなっている。

以上を踏まえ、新施設ではごみからのマテリアルリサイクル（物質回収）、サーマルリサイクル（熱回収）を積極的に行い、また、情報提供や環境教育の充実を図り、循環型社会の構築に貢献できる施設とする。

<基本方針>

- マテリアルリサイクルおよびサーマルリサイクルを積極的に行う。
- 施設の省エネルギー化、および太陽光発電等の自然エネルギーの導入により、温室効果ガスの発生量を抑制するなど地球環境の保全に努める。
- ごみ減量や地球温暖化防止等の啓発拠点として、情報提供や環境教育に関する設備を導入する。
- 施設の見学ルートや見学対象は、ごみ処理の流れや発電の仕組み等がわかりやすいように設定し、見学者が興味を持って何度でも訪問してもらえるように工夫する。

【理念4】 経済性に優れた施設

ごみ処理施設は、1市4町の住民や国民の税金により建設・運営されるものである。新施設の整備・運営にあたっては、建設費だけでなく、施設を適正に維持管理しつつ維持管理費および補修費を抑えることが重要である。

以上を踏まえ、新施設は費用対効果についても十分考慮し、経済性に優れた施設とする。

<基本方針>

- 施設の計画・設計・建設から運営・維持管理・改修までを含めたごみ処理システム全体で、常に経済性や効率性に配慮し、ライフサイクルコストの適正化を図る。

【理念5】 災害に強い施設

東日本大震災の経験を踏まえ、今後、鈴鹿西縁断層帯を震源とする地震等、震災をはじめとする災害に対する対応策を予め準備しておく必要がある。

以上を踏まえ、新施設は災害時にもできる限り安定運転が可能とし、災害廃棄物処理および災害時のエネルギー供給等の拠点と成り得る、必要な設備を備える施設とする。

<基本方針>

- 大規模な災害が発生した際に一定の期間で災害廃棄物の処理ができるよう、余力のある処理能力を備えた設備を導入する。
- 平常時に排出されるごみとは性状が異なる災害廃棄物への対応が可能な処理技術を備える。
- 地震や水害により稼働不能とならぬよう、耐震化や燃料・資機材等の備蓄を考慮した災害に強い施設とするとともに、平時より災害時の廃棄物処理に係る訓練を行う。

【理念6】社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設

ごみ処理施設は、長期間にわたり使用するものであり、その間には社会情勢等の変化により、求められる処理システムや公害防止基準が変化する可能性がある。

以上を踏まえ、新施設では社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設とする。

<基本方針>

- 最新の技術を活用し、かつ、将来的な処理システムや公害防止基準の変化にも柔軟に対応することができる設備を導入する。

(2) 対象事業の規模等

1) 焼却施設の規模等

対象事業である焼却施設の規模等は、表 2.2-3 に示すとおりである。

表 2.2-3 焼却施設の施設規模

| 項 目 | | 内 容 |
|------------------------|----------|---|
| 施設規模 ^{注1)} | 災害廃棄物含む | 139 t/日 |
| | 災害廃棄物含まず | 128 t/日 |
| 処理対象ごみ量 ^{注2)} | | 34,362 t/年 |
| 処理対象ごみ | | 可燃ごみ(家庭系・事業系)、リサイクル推進施設から搬送された可燃粗大ごみおよび可燃残渣、災害廃棄物 |

注1) 施設規模は1炉あたり年間280日稼働として算出。

注2) 処理対象ごみ量は災害ごみを含まない。

2) リサイクル施設の規模等

関連施設であるリサイクル施設の規模等は、表 2.2-4 に示すとおり設定する。

表 2.2-4 リサイクル施設の施設規模

| 項 目 | 内 容 |
|--------------------|--|
| 施設規模 ^{注)} | 31 t/日 |
| 処理対象ごみ量 | 7,123 t/年 |
| 処理対象ごみ | 不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ(缶・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック、古紙・衣類、小型家電・乾電池・廃蛍光管)、その他(不法投棄ごみ等) |

注) 上記の施設規模は、土曜日・日曜日・年末年始を除く年間254日稼働(粗大ごみの受入・処理のみ日曜日・年末年始を除く年間305日稼働)として算出。

(3) 施設整備計画

1) 焼却施設

処理方式および処理フロー

焼却施設の処理方式はストーカ式焼却方式とする。

処理フローの概要は、図 2.2-4 に示すとおりであり、廃熱ボイラーで回収した熱は主に蒸気タービン発電での利用を想定している。また、排出ガスの処理方式は乾式法とする。

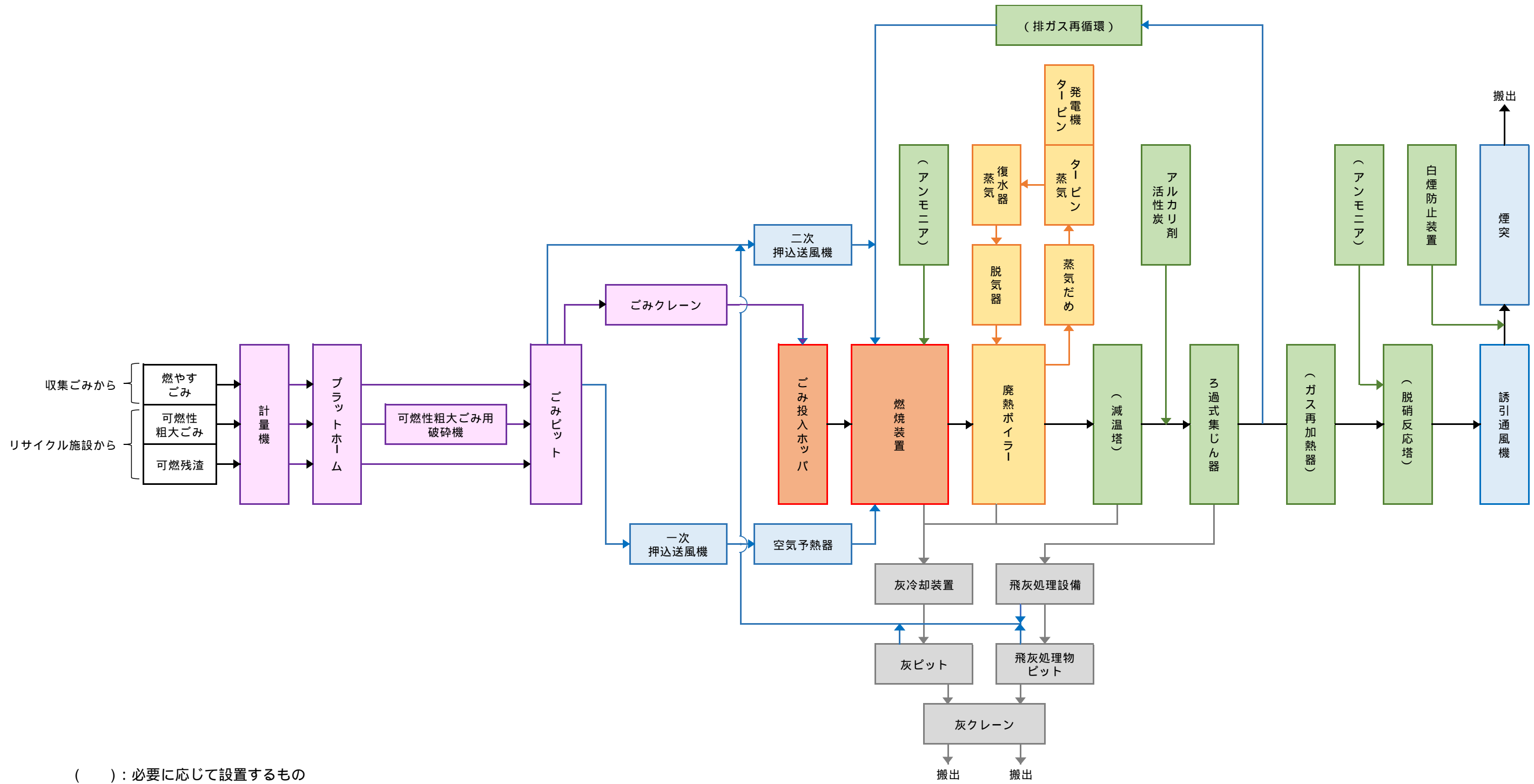


図 2.2-4 焼却施設の処理フロー

各処理の概要

(ア) 受入れ・供給設備

受入・供給設備は、搬入されるごみ量、搬出される焼却残渣量等を計量する計量機、ごみ収集車がごみピットにごみを投入するために設けられるプラットホーム、ごみを一時的に貯えて収集量と焼却量を調整するごみピットおよびごみピットからごみをホッパに投入するごみクレーン等で構成する。

(イ) 前処理設備（可燃粗大ごみ破砕機）

可燃粗大ごみは、リサイクル施設に一旦搬入され、一定量が貯まった段階で、車両等により焼却施設に運搬し、可燃粗大ごみ用破砕機の受入ホッパに投入して処理する。また、処理物をごみピットに投入する設備を設ける。

(ウ) 燃焼設備

燃焼設備は、ごみホッパ、給じん装置、燃焼装置、焼却炉本体、助燃装置等で構成する。また、ごみ層への空気供給を均一に行い、ごみを連続的に攪拌し、燃焼後の灰および不燃物の排出を容易に行える装置とする。なお、燃焼条件は「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を遵守するものとする。

(エ) 燃焼ガス冷却設備

燃焼ガス冷却設備は、ごみの燃焼によって生じた高温の燃焼ガスを適正な温度に降下させるための設備であり、冷却方式はごみの焼却熱を有効に回収・利用する「廃熱ボイラー」とする。廃熱ボイラーおよびその周辺設備（脱気器、蒸気だめおよび蒸気復水器）で構成する。

(オ) 排出ガス処理施設

排出ガス処理設備は、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン類、水銀、およびその他有害物質を除去するために必要な除去設備、ろ過式集じん器等で構成する。除去設備は、費用対効果を考慮し、反応生成物を乾燥状態で回収する「乾式法」とする。

ア) 減温塔（必要に応じて設置）

燃焼ガスを所定のろ過式集じん器入口温度まで冷却するための設備であり、ダイオキシン類の再合成が生じやすい温度域を急冷により素早く通り過ぎるための冷却設備である。

イ) 塩化水素および硫黄酸化物除去設備

ろ過式集じん器入口ダクトに粉末アルカリ剤（消石灰等）の薬剤を吹き込み、排出ガス中の塩化水素、硫黄酸化物等の酸性物質と反応させ、反応生成物はろ過式集じん器で除去する。

ウ) ダイオキシン類および水銀除去設備

ろ過式集じん器入口ダクトに粉末活性炭を吹き込み、排出ガス中のダイオキシン類および水銀濃度を吸着させ、ろ過式集じん器で除去する。

エ) ろ過式集じん器

ろ過式集じん器本体は、低温腐食等に耐え得る耐食性を有した構造および材質とする。

わ) 窒素酸化物除去設備

窒素酸化物除去設備は、窒素酸化物にかかる公害防止基準を遵守することができるよう、無触媒脱硝装置、排ガス再循環装置および脱硝反応塔の中から、適切な装置を選択する。

か) 白煙防止装置

気温の低い冬季には、排出ガスに含まれる水分が外気に触れて冷えることで凝結し、細かな水滴となることで白煙が出現することがあり、景観上の問題を生じるおそれがある。

本事業においては、白煙による景観上の影響および荒神山の利用者への影響を防止するため、白煙防止装置を設置する計画としている。

(カ) 余熱利用設備

本施設では、廃熱ボイラーから発生した蒸気を利用して、発電のためのタービン設備、燃焼空気加熱用予熱機を作動させる。また、蒸気を媒体として、熱交換器および温水発生器などにより温水を発生させ、その温水を利用して、冷暖房設備、給湯設備などを作動させる。

本施設での余熱利用は発電を基本とし、施設内で電力利用のうえ、余剰電力は売電する。なお、エネルギー回収率 16.5%以上とする。

(キ) 通風設備

通風設備は、ごみを燃焼するために必要な空気を燃焼装置に送入する押込送風機、燃焼用空気を加熱する空気予熱器、燃焼ガスを排出するための誘引通風機、燃焼ガスを大気に放出するための煙突、排出ガスを燃焼設備から煙突まで導くための排ガスダクト（煙道）等で構成する。

(ク) 灰出し設備

灰出設備は、主灰と飛灰を分けて処理・貯留・搬出できる設備とする。灰冷却装置、飛灰処理設備、灰ピット（主灰ピットおよび飛灰処理物ピット）や灰クレーン、各設備間で主灰や飛灰を円滑かつ適正に移送する灰出コンベヤ等で構成する。

(ケ) 排水処理設備

ごみピット汚水はろ過した上で炉内に噴霧する。プラント系排水（有機系、無機系）の排水は、一定の処理を行いプラント内で再利用するとともに、余剰分は下水道排除基準に適合するよう処理した後、下水道に放流する。

(コ) 換気・除じん・脱臭等に必要な設備

ごみピット内の空気は、運転時は燃焼用空気として用いる。全炉停止時には脱臭装置および除じん装置を通し、屋外に排出する。灰ピット内の空気も、可能な限り燃焼用空気として用いることとするが、不可能な場合は環境集じん器により除じん後に屋外に排出することとする。

(サ) 電気・ガス・水道等の設備

電気設備は、受変電設備、電力監視設備、非常用電源設備等で構成する。ガス設備について、管理諸室でガス機器を使用する場合はLPGとする。給水は、上水を使用する。

(シ) その他の設備

焼却施設の運転に必要な自動制御設備、遠方監視、遠隔操作装置等の計装設備、雑用空気圧縮機や清掃用煤吹装置等の雑設備を設ける。

2) リサイクル施設

処理フロー

リサイクル施設の処理フローの概要は、図 2.2-5 に示すとおり想定している。

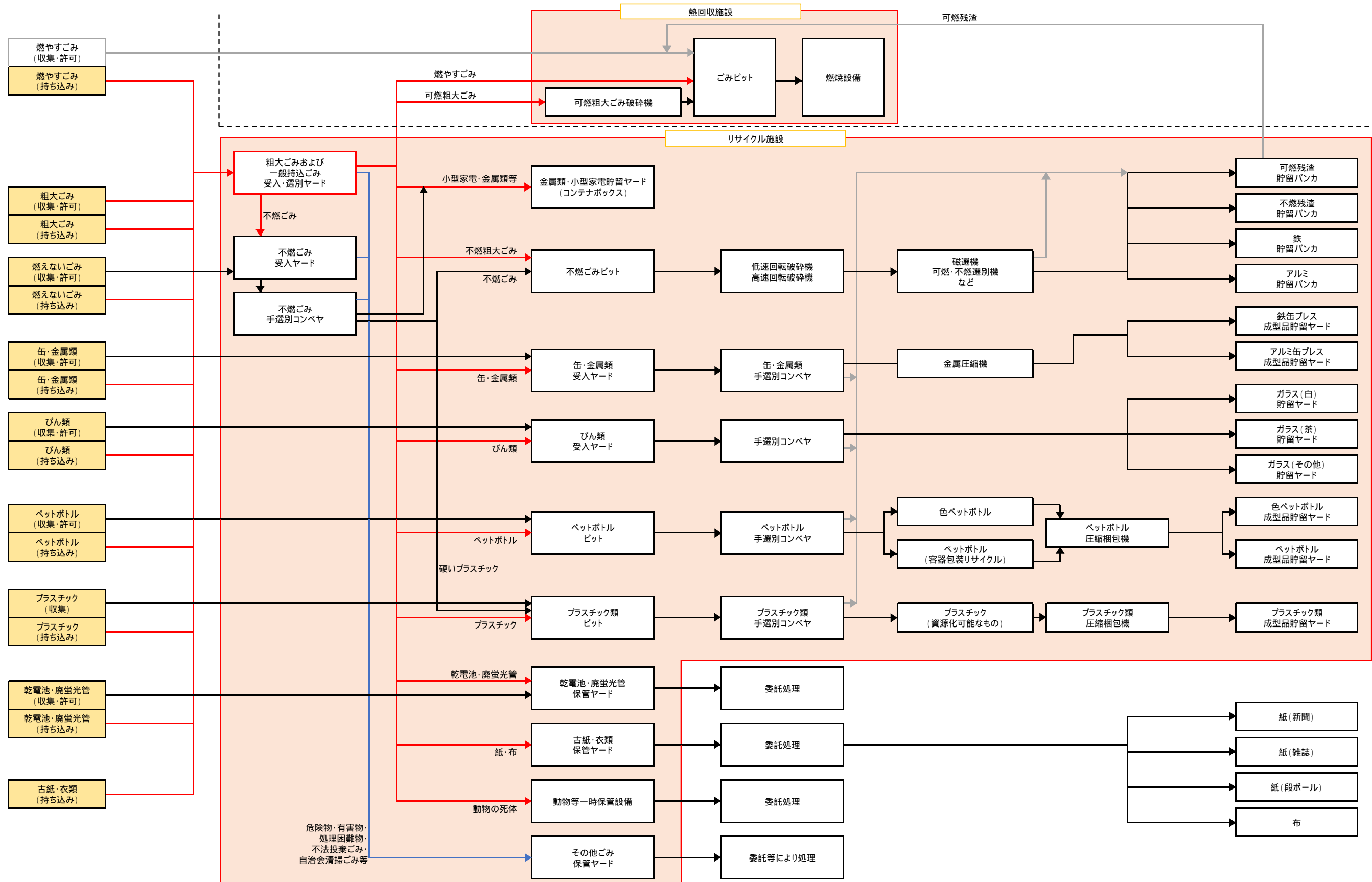


図 2.2-5 リサイクル施設の処理フロー

各処理の概要

(ア) 共有設備

計量器、プラットホーム、ごみピットおよびごみクレーンは、焼却施設と共有する。

(イ) 粗大ごみおよび一般持込ごみ受入・選別ヤード

一般持込ごみ（燃やすごみ、粗大ごみ、燃えないごみ、缶・金属類、びん類、ペットボトル、容器包装プラスチック類、廃食用油、乾電池・廃蛍光管、古紙・衣類等）および直営・委託収集や許可業者分（可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみ）の受入を行うためのヤードを設ける。

(ウ) 不燃ごみ受入ヤードおよび不燃ごみ手選別コンベヤ

直営・委託収集や許可業者分の不燃ごみの受入、および一般持込ごみ受入・選別ヤードにて選別した不燃ごみの受入ヤードを設ける。

不燃ごみは手選別ラインに供給し選別作業を行った後、不燃ごみピットに投入し、回転式破碎機にて処理する。

金属類・小型家電については、手選別ラインから取り出した有価物（小型家電製品、銅、鉛、真鍮、鉄、アルミ等）を各コンテナボックスに積み込み、本ヤードに貯留する。

(エ) 不燃ごみピットおよび破碎・選別ライン

粗大ごみ受入・選別ヤードからの不燃粗大ごみ、不燃ごみ手選別コンベヤを経た不燃ごみの貯留を行うため、ピットを設け、ごみクレーンにより不燃ごみ破碎設備に供給する。

(オ) 缶・金属類受入ヤードおよび選別・圧縮ライン

缶・金属類の貯留を行うためのヤードを設ける。缶・金属類は手選別ラインに供給し、手作業により不純物の除去とともに均等化を図り、磁選機によりスチール缶を回収し、アルミ選別機または手選別にてアルミ缶の回収を行う。その後、「金属圧縮機」にて圧縮して成型品としヤードに貯留する。

(カ) びん類受入ヤードおよび選別・圧縮ライン

委託収集や許可業者分のびん類の受入、および一般持込ごみ受入・選別ヤードにて受け入れたびん類の貯留を行うためのヤードを設ける。びん類は手作業により不純物の除去とともに、びんの色分け（白・茶・その他）を行う。選別したものは「ペットボトル圧縮梱包機」にて圧縮、および結束バンド等により梱包して成型品とし、ヤードに貯留する。

(キ) 廃食用油、古紙・衣類、乾電池・廃蛍光管保管ヤード

廃食用油、古紙・衣類、乾電池・廃蛍光管、草・剪定枝およびその他ごみ（危険物・有害物や処理困難物、不法投棄ごみ、自治会清掃ごみ）を一時的に保管するヤードを設ける。

(ク) 搬送設備

各処理ラインの受入・供給設備から貯留設備までの間は、搬送コンベヤおよび各処理設備投入ホッパ等で接続する。

(ケ) 換気・除じん・脱臭等に必要な設備

臭気や粉じんを外部に漏洩させないようにするために、各受入ホッパ、各搬送コンベヤ、各コンベヤ乗継部、各選別装置、その他粉じん発生箇所の粉じんに吸引設備を設ける。吸引した粉じんは、サイクロンやバグフィルタにより集じんした後、破碎可燃物の貯留設備に搬送する。また、各受入ホッパ、手選別室、各ヤード、その他必要な箇所の室内空気は吸引し、脱臭装置を通し、屋外に排出する。

(コ) 排水処理設備

リサイクル施設のプラント排水は、焼却施設に送り、処理する。

(カ) 電気・ガス・水道等の設備

電気設備は、焼却施設からの受電設備を含み、リサイクル施設の運転に必要なすべての電気設備とする。ガス設備について、管理諸室でガス機器を使用する場合はLPGとする。給水設備について、本施設では上水を使用する。

(シ) その他の設備

計装設備としてリサイクル施設の運転に必要な自動制御設備、遠方監視、遠隔操作装置およびこれらに係る計器（指示、記録、積算、警報等）、操作機器、ITV、計装盤、データ処理装置、計装用空気圧縮機、配管、配線等を設ける。また雑設備として、雑用空気圧縮機や清掃用装置（可搬式掃除機、床洗浄装置等）等を設ける。

(4) 公害防止基準

1) 排出ガス

新ごみ処理施設が環境保全のために目標とする値（以下「公害防止基準」という。）のうち、大気質に関する公害防止基準については、関係法令等の規制値（以下「法規制基準値」という。）、参考とした既存の彦根市清掃センターの公害防止基準よりも厳しい基準とし、表 2.2-5 に示すとおりとする。

表 2.2-5 大気質に係る規制基準値および新ごみ処理施設の公害防止基準

| 項 目 | 新ごみ処理施設 公害防止基準 | 法規制基準値 | 【参考】彦根市清掃センター 公害防止基準 |
|---------|---|--|---|
| ばいじん | 0.01 g/m ³ _N 以下 | 0.08 g/m ³ _N 以下 | 0.01 g/m ³ _N 以下 |
| 塩化水素 | 30 ppm 以下 | 430 ppm 以下 (700mg/m ³ _N) | 30 ppm 以下 |
| 硫黄酸化物 | 30 ppm 以下 | K 値 14.5 以下 (約 1,500ppm ^{注1}) | K 値 14.5 以下 (約 740ppm ^{注2}) |
| 窒素酸化物 | 50 ppm 以下 | 250 ppm 以下 | 250 ppm 以下 |
| ダイオキシン類 | 0.1 ng-TEQ/m ³ _N 以下 | 1 ng-TEQ/m ³ _N 以下 | 1 ng-TEQ/m ³ _N 以下 |
| 一酸化炭素 | 20ppm 以下 (4 時間平均値) | 30ppm 以下 (4 時間平均値) 100ppm 以下 (1 時間平均値) | 20ppm 以下 (4 時間平均値) |
| 水 銀 | 30 μg/m ³ _N 以下 | 30 μg/m ³ _N 以下 | (平成30年4月1日から) 50 μg/m ³ _N 以下 |

注1) 新施設の現時点での排出ガス条件から換算した値である。

注2) 彦根市清掃センター実績の排出ガス条件から換算した値である。

2) 悪臭

悪臭に関する公害防止基準については、悪臭防止法の規制値と同等とし、表 2.2-6 に示すとおりとする。

対象事業実施区域は、悪臭防止法に基づく「第2種地域」に該当することから、公害防止基準は第2種地域の規制基準とする。

表 2.2-6 悪臭に係る規制基準値および新ごみ処理施設の公害防止基準

| 項目 | 新ごみ処理施設公害防止基準 (法規制値 (第2種地域)) |
|------|---------------------------------|
| 臭気指数 | 12 以下 |

出典：「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定および規制基準の設定について」
(平成 19 年彦根市告示第 64 号)

3) 騒音

騒音に関する公害防止基準については、騒音規制法の規制値と同等とし、表 2.2-7 に示すとおりとする。

対象事業実施区域は、騒音規制法に基づく「第2種区域」に該当することから、公害防止基準は第2種区域の規制基準とする。

表 2.2-7 騒音に係る規制基準値および新ごみ処理施設の公害防止基準

単位：dB

| 区域 | 時間帯 | 朝 | 昼 | 夕 | 夜間 |
|-------------------------------------|-----|----------------------|----------------------|-----------------------|-------------------------|
| | | 午前 6 時から 午前 8 時まで | 午前 8 時から 午後 6 時まで | 午後 6 時から 午後 10 時まで | 午後 10 時から 翌日午前 6 時まで |
| 新ごみ処理施設 公害防止基準 (法規制値 (第2種区域)) | | 50 | 55 | 50 | 45 |

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制基準について」 (平成 19 年彦根市告示第 57 号)

4) 振動

振動に関する公害防止基準については、振動規制法の規制値と同等とし、表 2.2-8 に示すとおりとする。

対象事業実施区域は、振動規制法に基づく「第1種区域」に該当することから、公害防止基準は第1種区域の規制基準とする。

表 2.2-8 振動に係る規制基準値および新ごみ処理施設の公害防止基準

単位：dB

| 区域 | 時間帯 | 昼 | 夜間 |
|---------------------------------|-----|----------------------|-------------------------|
| | | 午前 8 時から 午後 7 時まで | 午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで |
| 新ごみ処理施設公害防止基準 (法規制値 (第1種区域)) | | 60 | 55 |

出典：「特定工場等において発生する振動の規制基準について」 (平成 19 年彦根市告示第 61 号)

5) 主灰・飛灰処理物

主灰は大阪湾広域臨海環境整備センターへの搬出を予定しており、同センターの受入基準に従う必要があることから、同センターの受入基準と同等の公害防止基準を定める。ただし、熱しゃく減量については、主灰量削減および灰ピットにおける臭気軽減のため、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017 改訂版）」に環境保全上達成すべき基準として示されている 5%以下を自主基準値として定める。

飛灰処理物についても大阪湾広域臨海環境整備センターへの搬出を予定しており、ダイオキシン類対策特別措置法および金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の規制値と同等の公害防止基準を定める。

6) 排水

本施設は、公共用水域への排水は想定しておらず、下水道への排水を計画している。

このため、排水に関する公害防止基準については、下水道法及び彦根市下水道条例の下水道排除基準と同等とし、表 2.2-9 に示すとおりとする。

表 2.2-9 水質に係る法規制基準値および新ごみ処理施設の公害防止基準

| 項目 | 新ごみ処理施設 公害防止基準 (法・条例規制値) | 根拠法令等 |
|----------------------------|--------------------------------|----------|
| カドミウム及びその化合物 (mg/L) | 0.03 | 下水道法施行令 |
| シアン化合物 (mg/L) | 1 | |
| 有機燐化合物 (mg/L) | 1 | |
| 鉛及びその化合物 (mg/L) | 0.1 | |
| 六価クロム化合物 (mg/L) | 0.5 | |
| 砒素及びその化合物 (mg/L) | 0.1 | |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L) | 0.005 | |
| アルキル水銀化合物 (mg/L) | 検出されないこと。 | |
| ポリ塩化ビフェニル (mg/L) | 0.003 | |
| トリクロロエチレン (mg/L) | 0.1 | |
| テトラクロロエチレン (mg/L) | 0.1 | |
| ジクロロメタン (mg/L) | 0.2 | |
| 四塩化炭素 (mg/L) | 0.02 | |
| 1,2-ジクロロエタン (mg/L) | 0.04 | |
| 1,1-ジクロロエチレン (mg/L) | 1 | |
| シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L) | 0.4 | |
| 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) | 3 | |
| 1,1,2-トリクロロエタン (mg/L) | 0.06 | |
| 1,3-ジクロロプロペン (mg/L) | 0.02 | |
| チウラム (mg/L) | 0.06 | |
| シマジン (mg/L) | 0.03 | |
| チオベンカルブ (mg/L) | 0.2 | |
| ベンゼン (mg/L) | 0.1 | |
| セレン及びその化合物 (mg/L) | 0.1 | |
| ほう素及びその化合物 (mg/L) | 10 | |
| ふっ素及びその化合物 (mg/L) | 8 | |
| 1,4-ジオキサン (mg/L) | 0.5 | |
| フェノール類 (mg/L) | 5 | |
| 銅及びその化合物 (mg/L) | 3 | |
| 亜鉛及びその化合物 (mg/L) | 2 | |
| 鉄及びその化合物 (溶解性) (mg/L) | 10 | |
| マンガン及びその化合物 (溶解性) (mg/L) | 10 | |
| クロム及びその化合物 (mg/L) | 2 | |
| ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) | 10 | |
| 水素イオン濃度 | 5 を超え 9 未満 | 彦根市下水道条例 |
| 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | 600 未満 (5 日間) | |
| 浮遊物質 (mg/L) | 600 未満 | |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | 5 30 (日間平均 20) | |
| 鉱油類含有量 (mg/L) | | |
| 動植物油脂類含有量 (mg/L) | | |
| 窒素含有量 (mg/L) | 60 未満 (日間平均値) | |
| 燐含有量 (mg/L) | 10 未満 (日間平均値) | |

備考 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水または当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域または海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法もしくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、または水質汚濁防止法第 3 条第 3 項もしくはダイオキシン類対策特別措置法第 8 条第 3 項の規定による条例により、当該下水について本表の基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、本表の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

出典：「下水道法施行令」(昭和 34 年政令第 147 号)
「彦根市下水道条例」(平成 2 年彦根市条例第 31 号)

(5) 施設配置計画

施設配置等の詳細は今後の設計において決定するが、計画段階配慮事項の検討を踏まえて、プラントメーカーへのヒアリングから想定した現時点で想定している施設配置は図 2.2-6 に示すとおりである。

ごみ処理施設整備区域北側集落への騒音、振動、悪臭、景観の影響、ならびに土砂災害の影響に配慮して、主要施設はごみ処理施設整備区域の南側に配置する計画である。

焼却施設の煙突高さについては、計画段階における大気質および景観への影響検討の結果、80m より 59m の方が環境的に優位となったことから、59m とする計画である。

なお、ごみ処理施設整備区域は「彦根市景観計画」における景観形成地域・地区には指定されていないが、伝統的集落の家並みや周辺山々の自然緑地と調和して、落ち着いたのどかな田園風景を醸し出している「田園集落景観ゾーン」に区分されている。このため、建築物の色彩や、敷地境界周辺および盛土法面を中心に実施する緑化等にあたっては、「田園集落景観ゾーン」における色彩および緑化措置に係る景観形成基準を遵守する。

<建築物の新築等（彦根市景観計画：田園集落景観ゾーン（色彩に係る項目の抜粋））>

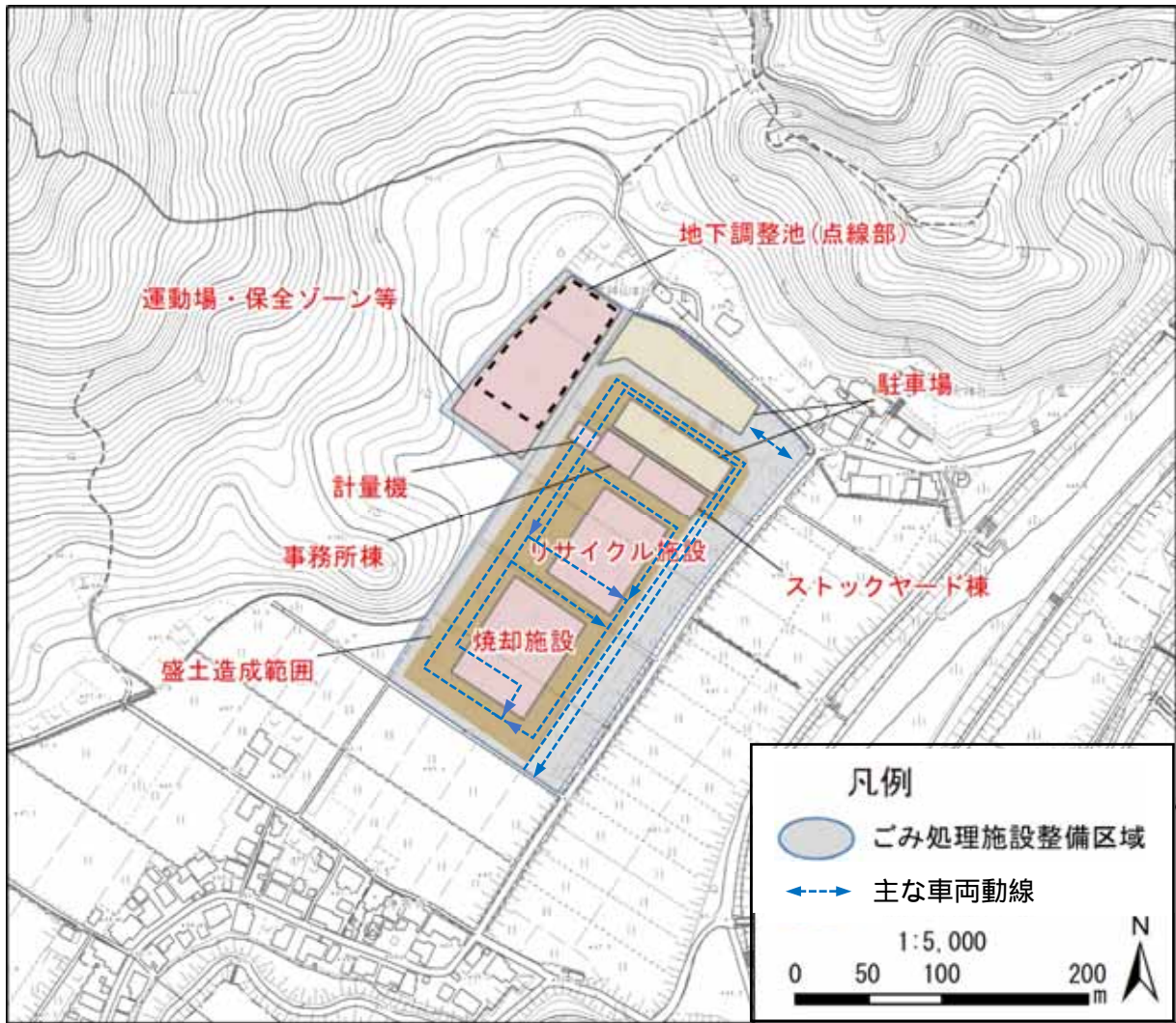
- ・基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において次のとおりとする。

屋根の色彩 色相： — 明度：0~3 彩度：0~2 または N0~N6

壁面の色彩 色相： — 明度：0~6 彩度：0~6

<敷地の緑化措置（彦根市景観計画：田園集落景観ゾーン）>

- ・緑化率は、建築面積を除く敷地面積（150m²未満は除く）の40%以上を原則とする。
- ・敷地内の前庭には、特に中高木や生垣による緑化を図ること。
- ・植栽にあつては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。



※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。

図 2.2-6 施設配置計画

(6) 施設供用計画

1) 給水計画

当該給水には、建設候補地に隣接する公道上の水道管から引き込む計画であり、プラント用水および生活用水ともに上水利用を基本とするが、プラント用水については、再利用水の利用も検討する。

2) 排水計画

新ごみ処理施設から発生する施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する計画である。また、雨水については、ごみ処理施設整備区域内の調整池により流量等を調整した後、宇曾川に放流する計画としている。

3) 発電計画

焼却施設では、前掲図 2.2-4 に示すとおり、ごみ焼却による廃熱を利用し、発電を行う。発電した電力は、施設に供給を行うほか、余剰電力は売電する。

(7) 施設関連車両の走行計画

1) 施設関連車両の計画台数

本事業に係る施設関連車両（ごみ収集車両および一般持込車両）は、通常 370 台/日を計画している。うち、直営・委託業者による収集車両は約 120 台/日、一般持込車両は約 250 台/日を計画している。

なお、土曜日及び日曜日の搬入の有無については、今後検討を行う。

2) 施設関連車両の主要走行ルート

彦根市による市道整備計画

本組合では、施設関連車両の走行にあたっては、彦根市が整備する市道の活用を想定している。整備される市道は、北側は大藪金田線、南側は稲村山農道と接続し、途中でごみ処理施設整備区域と接続する計画である。

市道の整備については、従来の市道整備計画ではごみ処理施設整備区域北側の大藪金田線および南側の稲村山農道を直線的につなぎ、建設候補地西側で荒神山を縦断する計画がされており、令和 2 年 12 月に公告・縦覧を行った環境影響評価方法書においても、当該整備計画の内容を示していた。

しかし、令和 3 年 5 月の彦根市長の交代を機に、環境保全等の観点から荒神山を縦断する整備計画が見直されることとなり、彦根市および本組合の検討・協議の結果、彦根市が事業者となり、荒神山を迂回する市道を設ける方針となった。見直し後の市道整備計画は図 2.2-7 に示すとおりであり、荒神山を迂回する形で市道大藪金田線と稲村山農道を結び、途中ごみ処理施設整備区域の南側を通過する予定である。

なお、従来の市道整備計画からの変更の詳細は、資料編（第 1 章 事業計画に関する事項 1.2 市道整備ルート計画の変更）に示すとおりである。また、図 2.2-7 では幅を持ったルート帯を示しているが、詳細な線形はルート帯内で今後彦根市による検討が行われる。

施設関連車両の主要走行ルートの設定







本事業に係る供用後における施設関連車両の主な走行ルートは、図 2.2-7 に示すとおりである。

ごみ収集車両の走行においては、一般国道 8 号や県道大津能登川長浜線（県道 2 号）から、既存の一般県道・市道および彦根市が新たに整備する市道を経由してごみ処理施設整備区域に至る計画としている。一般持込車両についても、県道大津能登川長浜線の混雑を避けるため、極力ごみ収集車両と同様のルートを走行するよう求めていく。

ただし、彦根市が新たに整備する市道は本施設の工事と同時期に進められる予定であるが、本施設の供用開始時点では北側工区区間の整備が完了する見通しとなっている。このため、本施設の供用開始時点では、すべての施設関連車両が北側工区区間を経由して廃棄物等の運搬を行う計画とする。その後、南側工区区間の開通に合わせて、北側工区区間に加え、南側工区区間を経由した廃棄物等の運搬を行う計画とする。



凡例

-  ごみ処理施設整備区域
-  施設関連車両の主な走行ルート
-  市道整備ルート（彦根市）
-  主要地方道（県道）
-  一般県道
-  一般市道

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

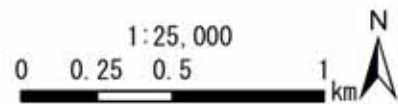


図 2.2-7 施設関連車両の主要走行ルート計画

2.2.6 工事計画の概要

(1) 事業スケジュール

想定する事業スケジュール（全体）は表 2.2-10 に示すとおりである。また、敷地造成工事および施設建設工事において想定する事業スケジュール（工事）は、表 2.2-11 に示すとおりである。

環境影響評価は令和 5 年度までの実施を予定しており、あわせて都市計画決定手続きを行う。

敷地造成工事および施設建設工事は土木工事、建築工事およびプラント工事に大別される。このうち、土木工事では工事用道路整備工事、雨水排水設備設置工事、軟弱地盤対策工事、敷地造成工事および外構工事を予定している。なお、敷地造成後に造成地盤の沈下が生じることが想定されることから、余盛（盛土材の追加）を行う計画である。また、建築工事では山留工事、杭工事、掘削工事、地下躯体・基礎工事および地上躯体・外装・内装工事、プラント工事では機器据付工事を予定している。

表 2.2-10 想定する事業スケジュール（全体）

| 項目/年度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|-----------------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 施設整備・敷地造成基本設計 | ■ | ■ | | | | | | | | |
| 敷地造成実施設計 | | | ■ | ■ | | | | | | |
| 施設整備事業者選定 | | | | ■ | ■ | | | | | |
| 環境影響評価 | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | |
| 都市計画決定手続 | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | |
| 敷地造成工事および施設建設工事 | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

注) 現時点の計画であり、変更になる場合がある。

表 2.2-11 想定する事業スケジュール（工事）

| 工種 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|--------------|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 土木工事 | 準備工事 | ■ | | | | | |
| | 工事用道路整備工事 | ■ | | | | | |
| | 雨水排水設備設置工事 | ■ | | | | | |
| | 軟弱地盤対策工事 | | ■ | ■ | | | |
| | 敷地造成工事 | | ■ | ■ | | | |
| | 余盛工事 | | | ■ | ■ | ■ | |
| | 外構工事 | | | ■ | ■ | ■ | |
| 建築工事 | 山留工事 | 焼却施設 | | ■ | | | |
| | | リサイクル施設 | | ■ | | | |
| | 杭工事 | 焼却施設 | | | ■ | | |
| | | リサイクル施設 | | | ■ | | |
| | | その他施設 | | | ■ | | |
| | 掘削工事 | 焼却施設 | | | ■ | | |
| | | リサイクル施設 | | | ■ | | |
| | 地下躯体・基礎工事 | 焼却施設 | | | ■ | ■ | |
| | | リサイクル施設 | | | ■ | ■ | |
| | | その他施設 | | | ■ | ■ | |
| | 地上躯体・外装・内装工事 | 焼却施設 | | | | ■ | ■ |
| | | リサイクル施設 | | | | ■ | ■ |
| その他施設 | | | | | ■ | ■ | |
| プラント工事 | 機器据付工事 | | | | ■ | ■ | |
| | 焼却施設 | | | | ■ | ■ | |
| | リサイクル施設 | | | | ■ | ■ | |
| 試運転 | | | | | | ■ | ■ |
| 供用 | | | | | | | ■ |

(2) 各工種の概要及び使用重機（建設機械）

土木工事、建築工事およびプラント工事における主な工種、工事概要および使用する主な重機（建設機械）は、表 2.2-12(1)～(2)に示すとおりである。

表 2.2-12(1) 主な工種、工事概要および使用する主な重機（建設機械）(土木工事)

| 工区 | 工種 | 工事概要 | 重機（建設機械） | |
|--------------|------------|-----------------------------|--------------|--------------------|
| 土木工事 | 準備工事 | 仮設設備設置 | バックホウ | 1m ³ 未満 |
| | | | ラフタークレーン | 50t吊 |
| | 工事用道路整備工事 | 盛土・仮締め 仮設舗装敷設 | ブルドーザ | 10t |
| | | | バックホウ | 1m ³ 未満 |
| | | | ロードローラ | 12t未満 |
| | | | タイヤローラ | 8t |
| | | | アスファルトフィニッシャ | クローラ型 |
| | | | クレーン装置付トラック | 4t積 2.9t吊 |
| | 雨水排水設備設置工事 | 排水管設置 法流部改修 調整池・ポンプ設置 | バックホウ | 1m ³ 未満 |
| | | | ラフタークレーン | 50t吊 |
| | | | クレーン装置付トラック | 4t積 2.9t吊 |
| | 軟弱地盤対策工事 | 浅層混合処理 サンドマット敷設等 | ブルドーザ | 10t |
| | | | バックホウ | 1m ³ 未満 |
| | | | タイヤローラ | 8t |
| | | | ショベルドーザ | — |
| | | | ドレーン打設機 | — |
| | 敷地造成工事 | 盛土実施 | ブルドーザ | 10t |
| | | | バックホウ | 1m ³ 未満 |
| | | | タイヤローラ | 8t |
| | 余盛工事 | 盛土沈下後の継ぎ足し | ブルドーザ | 10t |
| | | | バックホウ | 1m ³ 未満 |
| | | | タイヤローラ | 8t |
| | 外構工事 | 門扉・囲障・植栽等工事 | ブルドーザ | 10t |
| | | | バックホウ | 1m ³ 未満 |
| ロードローラ | | | 12t未満 | |
| タイヤローラ | | | 8t未満 | |
| アスファルトフィニッシャ | | | クローラ型 | |
| | | クレーン装置付トラック | 4t積 2.9t吊 | |

注) 重機の諸元は、環境影響の予測・評価（第8章「環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果」参照）において考慮した諸元を示す。なお、「—」は予測・評価において諸元の設定を行っていないことを示す。

表 2.2-12(2) 主な工種、工事概要および使用する主な重機（建設機械）（建築工事）

| 工区 | 工種 | 工事概要 | 重機（建設機械） | |
|-------------|------------------|--------------------|--------------------------|---------------------|
| 建築工事 | 山留工事 | 山留壁の設置 | 山留用重機 | — |
| | | | バックホウ | 1m ³ 未満 |
| | 杭工事 | 基礎杭打設 | 杭打ち機 | アースドリル |
| | | | バックホウ | 1m ³ 未満 |
| | | | クローラクレーン | 80t 吊 |
| | 掘削工事 | 地下躯体・基礎設置 箇所の掘削 | バックホウ | 1m ³ 未満 |
| | | | クラムシエル | 1m ³ 未満 |
| | | | クローラクレーン | 50t 吊 |
| | 地下躯体・基礎工事 | 地下構造物・基礎躯体構築 | クローラクレーン | 120t 吊 |
| | | | コンクリートポンプ車 | 50m ³ 未満 |
| | | | | 50m ³ 以上 |
| | | | クレーン装置付トラック | 4t 積 2.9t 吊 |
| | 地上躯体・外装・ 内装工事 | 地上構造物構築 内装工事 | ラフタークレーン | 25t 吊 |
| | | | | 50t 吊 |
| | | | クローラクレーン | 120t 吊 |
| コンクリートポンプ車 | | | ブーム式・50m ³ 未満 | |
| 高所作業車 | | | 揚程 20m 未満 | |
| クレーン装置付トラック | 4t 積 2.9t 吊 | | | |

注) 重機の諸元は、環境影響の予測・評価（第 8 章「環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果」参照）において考慮した諸元を示す。なお、「—」は予測・評価において諸元の設定を行っていないことを示す。

表 2.2-12(3) 主な工種、工事概要および使用する主な重機（建設機械）（プラント工事）

| 工区 | 工種 | 工事概要 | 重機（建設機械） | |
|--------|-----------|-----------|-------------|--------|
| プラント工事 | 機器据付工事 | 設備機器の取り付け | ラフタークレーン | 25t 吊 |
| | | | | 50t 吊 |
| | | | オールテレーンクレーン | 120t 吊 |
| | | | クローラクレーン | 350t 吊 |
| | | | フォークリフト | 3t 未満 |
| 高所作業車 | 揚程 10m 未満 | | | |

注) 重機の諸元は、環境影響の予測・評価（第 8 章「環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果」参照）において考慮した諸元を示す。

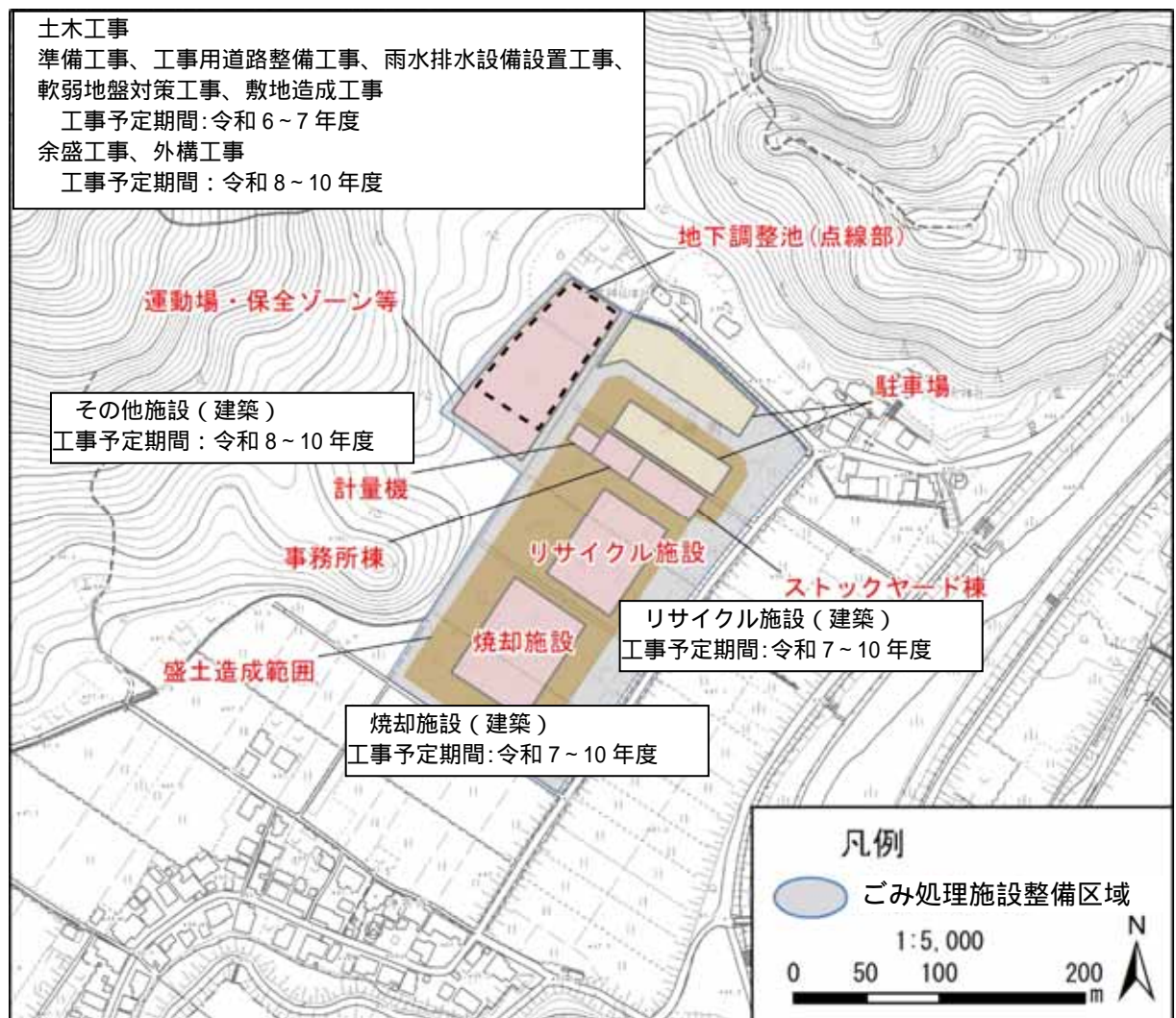
(3) 工事概要

ごみ処理施設整備区域内において想定する工事概要は、図 2.2-8 に示すとおりである。

土木工事については、令和 6～7 年度にかけて、準備工事、工事中道路整備工事、雨水排水設備設置工事、軟弱地盤対策工事、敷地造成工事を行う。また、令和 8～10 年度にかけて、余盛工事および外構工事を行う。

施設の建築工事は焼却施設およびリサイクル施設（令和 7～10 年度）、その他の施設（令和 8～10 年度）の順に行い、地上躯体・外装・内装工事と合わせて機器据付工事を行う。

施設の供用開始は、令和 11 年度を予定している。



※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。

図 2.2-8 工事概要（ごみ処理施設整備区域）

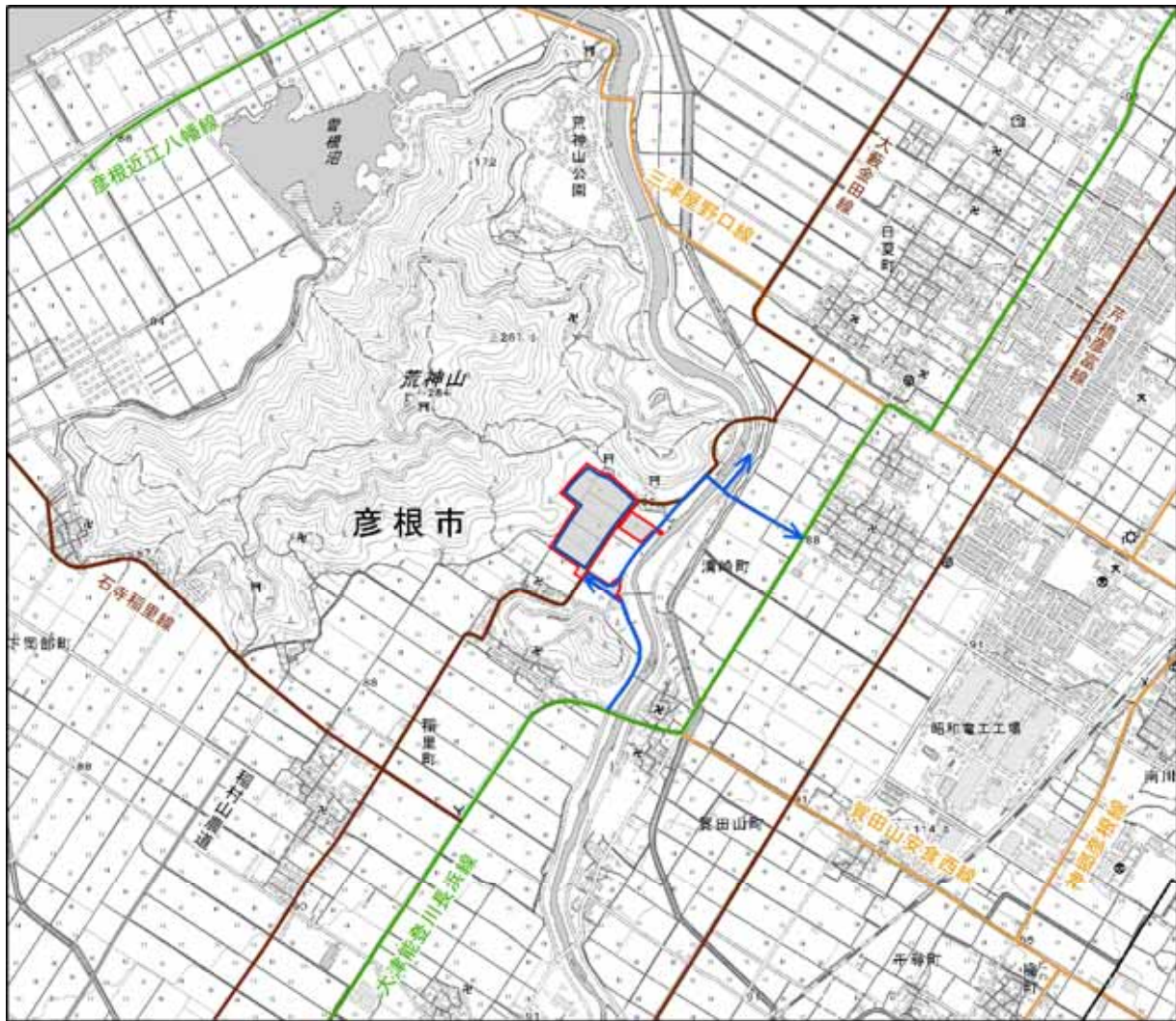
(4) 工事用車両の走行計画

工事用車両の主要な走行ルートは、図 2.2-9 に示すとおりである。

工事用車両の走行ルートについて、環境影響評価方法書では対象事業実施区域南側の県道 2 号大津能登川長浜線から既存道路を活用して往復する計画を示していたが、車両台数の集中を懸念する住民意見を踏まえ、当初の車両走行区間における車両台数の減を図るため、工事用車両の経路を変更することとした。

見直し後の工事用車両の走行ルートは、進入車両は県道大津能登川長浜線から宇曾川左岸堤防道路に進入・北上し、堤防道路より敷地南東側角に工事用道路を用いて敷地南東側に至る経路、退出車両は工事用道路を用いて宇曾川左岸堤防道路に接続し、堤防道路を北上して宇曾川を渡河した後、県道大津能登川長浜線に出る経路および宇曾川右岸側堤防道路を北上する経路を走行する計画とした。退出後の県道大津能登川長浜線に出る経路および宇曾川右岸側堤防道路を北上する経路のそれぞれの車両台数については、今後の工事計画立案の段階で、交通量の状況を踏まえて検討を行う。また、一部の退出車両は、宇曾川左岸堤防道路を南下し、県道大津能登川長浜線に至る場合がある。

なお、従来の工事用車両の走行ルートからの変更の詳細は、資料編（第 1 章 事業計画に関する事項 1.3 工事用車両走行ルートの変更）に示すとおりである。



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 工事用車両走行ルート
- 主要地方道（県道）
- 一般県道
- 一般市道

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

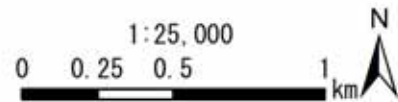


図 2.2-9 工事用車両の主要走行ルート計画

2.2.7 その他対象事業に関する事項

(1) 環境配慮の方針

本事業の実施にあたっては、計画段階環境配慮事項も踏まえて、周辺住居地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減するために、以下に示す環境配慮を検討する。

< 工事の実施 >

- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は、極力、対象事業実施区域内で再利用することを検討し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数を減らすことにより、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事車両の走行にあたっては、安全運転の励行および車両管理を徹底する。また、沿道の通行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工所用車両の洗浄を励行し、敷地内外の路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、強風時や砂じんの発生しやすい気象条件の場合には適時散水等の対策を講じる。
- ・ 建設工事に使用する重機（建設機械）は、周囲への騒音・振動・大気質の影響を極力低減するよう配慮する。
- ・ 工所用車両の運行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全の確保にも十分に留意する。

< 施設の存在・供用 >

- ・ 施設の供用に伴うごみ処理施設整備区域北側集落への騒音、振動、悪臭、景観の影響、ならびに土砂災害の影響に配慮して、特に施設の存在・供用時の環境影響が想定される焼却施設はごみ処理施設整備区域の南側に配置する。
- ・ 最新の排出ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。
- ・ 施設の稼働音が敷地外へ漏れるのを防ぐため、低騒音型の機器の採用や、必要に応じて吸音対策を施した室内への機器の設置等の対策を行う。
- ・ 施設から発生する振動が周辺環境へ影響しないよう、低振動型の機器を採用するとともに、特に振動を発生する機器については、必要に応じて防振ゴムの設置や独立基礎とする等の対策を行う。
- ・ ごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部漏洩を防止すると共に、ごみピットから発生する臭気は焼却炉の燃焼空気として吸引し、焼却炉内でごみと共に熱分解する。また、プラットフォーム出入口には必要に応じてエアカーテンを設置するなどの臭気の漏洩対策を行う。
- ・ ごみ処理の過程で発生するプラント排水および従業員の活動に伴う生活排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する。
- ・ 建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。特に、北側参道・家屋に対する擁壁・施設による圧迫感の影響については、造成区域周囲の構造・形状の工夫により低減する。
- ・ ごみ収集車両の運行にあたっては、決められたルートを走行するほか、規制速度の遵守を行うよう運転手を教育・指導し、交通安全の確保にも十分に留意する。
- ・ 土砂災害時の対応に配慮して、施設は土砂災害警戒区域から可能な限り離隔を確保して配置する。